

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月21日 広島法務局廿日市支局 登記官 松本和博

記

意見又は資料の提出先 広島法務局廿日市支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
2416-2024-0001	廿日市市吉和字大向片山1282	宅地	171・90
2416-2024-0002	廿日市市吉和字半坂440-9	墓地	78
2416-2024-0003	廿日市市吉和字半坂中通乙887	原野	13
2416-2024-0004	廿日市市吉和字半坂中通乙914	田	6・61
2416-2024-0005	廿日市市吉和字半坂中通乙915	原野	29
2416-2024-0006	廿日市市吉和字美濃木1323	宅地	267・76
2416-2024-0007	廿日市市吉和字美濃木1324	山林	1728
2416-2024-0008	廿日市市吉和字中津上垣内535-1	宅地	307・01
2416-2024-0009	廿日市市吉和字上頓原39-1	畑	188
2416-2024-0010	廿日市市吉和字上頓原39-2	用悪水路	9・50
2416-2024-0011	廿日市市吉和字中津下垣内654-1	畑	302
2416-2024-0012	廿日市市吉和字中津上垣内595	畑	271